

(様式1)

庄教教総第147号

令和7年12月22日

文部科学大臣 殿

広島県庄原市長 八谷 恭介

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

庄原市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

(担当)

庄原市教育委員会 教育部 教育総務課

吉岡

住所：広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話：0824-73-1186

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

小学校・中学校の校舎・体育館等について、個別施設計画に基づき長寿命化を図る。
児童生徒等の安全確保を最優先として、構造躯体の状況に応じた適切な改修を実施する。屋上・外壁・内壁・床等は耐久性の高い材料を使用した改修・補修を基本として実施する。設備については、更新の必要が無い場合等を除き、全面的な更新を行う。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

児童生徒等が安全安心かつ快適に過ごすことのできる教育環境を確保するため、次に示す整備を行う。
大規模な地震時に落下物や転倒物からの人身被害を守るために、非構造部材点検の結果に基づき、必要な耐震対策を行う。
更に、近年の生活様式の変化に対応するため、トイレについて便器の洋式化やフロアの乾式化等を実施することで衛生環境の改善を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		15 校
中学校		7 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		4 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	8 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	22 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靭化地域計画※2	有	令和3年5月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

今後の主な施設整備計画や事業実施状況等について、市ホームページや広報紙等で公表することとする。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)